

猪名川町南部地域包括支援センター 業務委託仕様書

本仕様書は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）等の関係法令、地域包括支援センター業務マニュアル（厚生労働省）、地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省）、地域包括支援センターの手引き（厚生労働省）、猪名川町地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針に定めるもののほか、地域包括支援センターにおいて実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

- (1) 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう介護及び介護予防に関する総合的な相談に応じるとともに、必要に応じて適切な保健、医療、福祉などのサービスを包括的に受けられるよう、地域包括支援センター事業を実施する。併せて、多職種の連携を通じて地域包括ケアシステムを構築し、円滑に運用するため、関係機関の調整などを行う。
- (2) 受託法人〇〇〇（以下、「乙」とする）は、猪名川町（以下、「甲」とする）から受託した業務の履行にあたり、「猪名川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」「猪名川町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」等の関連例規を遵守し、また「猪名川町地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針」の趣旨を理解するとともに、甲との連携、情報共有、住民の福祉の向上に努める。また、受託業務全般にわたり、猪名川町社会福祉協議会が運営する基幹型センター（以下「基幹型センター」という。）と連携・協力し円滑なセンターの運営に努めるものとする。

2 委託期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 業務日及び業務時間

- (1) 業務日 月曜日から金曜日（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く）
- (2) 業務時間 午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

※業務日・業務時間外においても電話等により緊急時に対応可能な連絡体制を確保すること。緊急時の連絡体制については、職員の緊急連絡網を整備し、町との連絡が可能な体制を取ること。

4 職員体制

センターの職員体制については、猪名川町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例に定めるとおり。

5 業務内容

センターの業務については別紙 1 に掲げるとおり。

6 公正・中立性の確保

支援センターの運営にあたり、正当な理由なく特定の事業所・団体・個人を有利に扱うことがないように十分配慮する。

7 守秘義務

支援センターの職員は、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、個人情報の保護及び尊重に万全を期すとともに、その取扱いについては、関係法令、町条例等を遵守し、厳重に取り扱うとともに、その紛失及び漏洩がないよう、十分配慮する。

8 事故発生時の対応

支援センターが実施・支援を行う事業の際に事故が発生した場合には、速やかに甲、利用者の家族等関係者に連絡するとともに、必要な措置を講じること。また、事故の状況、事故に際し行った措置について記録するとともに、速やかに甲に報告する。

9 留意点

- (1) 事業の実施に当たっては、最新の「地域支援事業実施要綱（厚生労働省老健局長通知）」及び一般財団法人長寿社会開発センター発行「地域包括支援センター運営マニュアル3訂」等の関連通知を熟知及び遵守して実施する。
- (2) 事業の実施に当たっては、猪名川町介護保険事業計画に基づき実施すること。
- (3) 支援センター職員は業務を行う際、身分証を携行すること。
- (4) 乙は、甲及び基幹型センターに定期的な業務報告と協議を行うこと。
- (5) 町が主催する災害対策のための訓練等への協力依頼があった場合は、協力体制をとること。
- (6) 支援センター職員は、本事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び関係機関との交流などあらゆる機会をとらえ、自己研鑽に努めること。

10 遵守事項

- (1) 業務に関する利用者基本情報、訪問日程表及び活動記録簿等の書類整備に努めること。
- (2) 事業の実施に関し、第三者に損害を及ぼしたときの賠償等に備え損害賠償保険等に加入すること。
- (3) 職員の心身の健康に留意し、疾病の早期発見及び健康状態の把握のために定期的に健康診断を実施すること。
- (4) 事業の実施にあたり、各業務の担当者がお互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておくこと。
- (5) 介護保険法、同施行令、同施行規則等、その他関係法令等を遵守すること。

11 事業計画及び報告書の提出

- (1) 毎年度、町が定める期日までに、「事業計画書」及び「収支予算書」を提出すること。
- (2) 毎月の業務終了後 10 日以内（該当する日が土・日・祝日の場合は、翌営業日とする。この項目について以下同様。）に相談・利用状況月報、介護予防支援及び予防給付ケアプラン月報を基幹型センターに提出すること。
- (3) 毎年度事業終了後 30 日以内に、「事業実施報告書」及び「決算書」を提出すること。
- (4) 上記のほか、町が運営等に係る書類の提出を求めた場合は、その求めに応じること。

12 疑義の解決

契約書及びこの仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。災害等緊急時の対応については、甲と協議して指示に従うこと。

別紙 1

1 包括的支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 4 号、第 6 号）

(1) 総合相談支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

高齢者が地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度につなげる等の支援を行うことを目的に次の業務を実施する。

ア 地域におけるネットワーク構築

民生委員や福祉委員、自治会、医療機関等とも連携を図り、高齢者本人や家族のみではなく、周囲からも要支援者の情報が寄せられる環境整備に努める。

イ 実態把握

地域におけるネットワークの活用、社会資源との連携、高齢者への戸別訪問や地域住民のネットワーク活用により、地域の高齢者の状況の実態把握を行う。実態を把握した高齢者については、「利用者基本情報」等の台帳を作成し、適正な管理を行う。把握情報を要援護高齢者の発見及び適切なサービスの調整等に活用する。

ウ 総合相談

前各号のネットワーク及び実態把握を通じた様々な相談を受けて的確な状況把握を行い、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。また、継続的関与及び緊急の対応が必要な場合は、関係機関と協働し継続的な支援を行う。

エ 各種申請の代行

介護保険の要介護認定（要支援認定）をはじめ、各種サービス等の申請代行及び調整を行う。

オ 介護者への支援

高齢者本人や家族等に対して、介護サービス等を利用する際の適正な契約手続きや留意点等についての周知及び助言を行う（暫定利用支援を含む）。

カ その他

地域住民から高齢者の安否に関する情報を得たときは、その内容に応じて訪問又は関係機関からの情報収集等により状況の把握を行う。それでもなお状況の把握が困難で、明らかに異常な状況であると判断した場合は、警察に通報するとともに、その経過を甲に報告する。

(2) 権利擁護業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

高齢者が地域生活に困難を抱えた場合には、地域住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない場合がある。このような困難な状況にある高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう専門的・継続的な視点から支援を行うものとし、次の業務を実施する。

ア 高齢者虐待の防止・対応

高齢者虐待に関する地域からの通報を受け付け、迅速に事実の確認を行うとともに、虐待を受けている、または虐待を受けていると疑われる高齢者を発見した場合、甲と共に事実確認を行い連携して対応する。

また、虐待被害を最小限に抑え、再発を防止するため、高齢者の見守り活動や、啓発活動を積極的に行う。

イ 消費者被害の防止・対応

消費者被害等、他者からの権利侵害が疑われる高齢者に対し、関係機関、地域のサービス事業者等との連携を図り支援を行う。

また、消費者被害を未然に防止するために、行政の消費生活相談担当課や警察と連携を図り、民生委員児童委員、居宅介護支援事業所、ヘルパーステーション等に情報提供するとともに、地域住民等に消費者被害防止に関する啓発活動を行う。

ウ 成年後見制度等の利用支援

高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、親族等から申立てが行われるように支援し、申立てを行える親族等がないと思われる場合や親族等に申立ての意思がない場合、もしくは当該高齢者と親族等との間に虐待の事実が確認された場合には、甲に当該高齢者の状況を報告し、成年後見制度に基づく町長申立てを求める。また、制度活用のための普及・啓発を行う。

エ その他

重度の障がい又は認知症状のある一人暮らし高齢者、精神疾患を有する高齢者、家族等が精神障がい者のため意思決定が困難な高齢者、立ち退きを迫られた高齢者、近隣社会との揉め事を有する高齢者等で重層的に生活課題が存在する場合や、高齢者自身が支援を拒否している場合等は、乙の専門職種が基幹型センターと相互に連携し、センター全体で対応を検討し必要な支援を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携、在宅と施設の連携等、地域において多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

ア 連携体制の構築

地域のニーズを踏まえて関係機関との連携支援を行う等、環境面を整備する支援を効果的に実施する。インフォーマル・フォーマルを含んだ関係機関との連携体制構築支援、介護支援専門員同士のネットワーク構築支援を行う。

イ 介護支援専門員に対する個別支援

- a 支援困難事例を抱える介護支援専門員への支援
- b 個別事例に対するサービス担当者会議の開催支援
- c ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員へのケアマネジメントの指導
- d その他ケアマネジメントの質の向上に対する必要な支援

ウ セルフプランの作成支援

要支援・要介護認定者やその家族からセルフプラン作成に関する相談があった場合は、助言及び必要な支援を行う。

エ その他

センターにおいて実施する介護予防支援及び予防給付ケアマネジメント及び介護支援専門員が行う介護給付のケアマネジメントの相互の連携を図る。

(4) 地域ケア会議の実施（法第 115 条の 48 第 1 項）

個別事例の課題分析等を行うことで地域課題を把握することを目的として、地域ケア個別会議を必要に応じて適宜開催すること。また、他の地域ケア会議の開催に際し、参加・協力、その他必要な業務を行うこと。会議の開催に関しては、各案件について基幹型センターとの連携により情報共有に努め対応する。

ア 支援困難ケース等個別ケア会議の主催

イ 地域ケア推進会議への参加・協力

2 介護予防・日常生活支援総合事業（法第 115 条の 45 第 1 項）

単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指していくことを基本方針として実施する事業に関し、次の支援等を行う。

(1) 介護予防ケアマネジメント（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ）

要支援者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

3 多職種による地域包括支援ネットワーク（法第 115 条の 46 第 7 項）

包括的支援事業を効果的に実施するために、乙は多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に努める。

(1) 在宅から施設、施設から病院など、利用者が移動をしても継続的な支援が行えるように、保健、医療、福祉に関わる多職種を交えたネットワークの構築に努めること。

(2) 自治会等が主体となり、老人クラブや民生委員等と連携できるネットワークづくりに協力し、自治会等の自主的な活動を促す。

(3) 包括的支援事業を効果的に実施するため、介護サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービス、ボランティアやインフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うために、地域の実情を把握し、円滑な連携が図れるよう関係者との連携に努める。

4 指定介護予防支援事業（法第8条の2第16項）

指定介護予防支援は、介護予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整等を行う。

なお、受託法人は指定介護予防支援業務を実施するため、法第115条の46の規定に基づき、設置したセンターについての届出を町に行うとともに法第115条の22の規定に基づき指定介護予防支援事業所についての町の指定を受けること。

- (1) 介護保険認定による要支援1・2の認定者及び基本チェックリストによる事業対象者のうち、介護予防サービス等の利用を希望する高齢者と介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約を締結し、包括的かつ効果的に介護予防サービス等を提供できるよう、生活機能の状況や課題に即したケアプランを作成すること。
- (2) 介護予防支援及び介護予防ケアプラン作成件数は、基本3職種3名で75件程度とする。担当地区の高齢者数の増加等により職員を加配する場合は、1名あたり25件程度の追加とする。
- (3) 支援センターは、指定介護予防支援事業のうち、介護予防サービス支援計画の作成を指定居宅介護支援事業所に委託することができる。この場合、計画が適切であるか、またケアマネジメントプロセスが適正に行われているかを確認する。委託するにあたっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。委託している利用者に関する介護予防サービス計画費相当分を、当該指定居宅介護支援事業者へ支払うこと。

5 会議への参加等

(1) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営協議会へ出席し、報告・説明を行う。また、必要資料の作成についても甲へ協力する。

(2) その他会議

ア 乙は、各種研修会及び説明会等において甲から依頼があった場合には職員を派遣する。

イ 地域の事業所におけるサービスの質の確保及び向上を目的として、担当地域の各地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議への出席に努めること。

ウ 介護支援専門員連絡会（ケアマネ連絡会）への参加・協力

エ 介護保険サービス事業所連絡会への参加・協力

6 その他

(1) 住宅改修及び福祉用具の選定に対する支援

ア 住宅改修

介護支援専門員と契約を結んでいない高齢者等に対し、必要に応じて住宅改修のアセ

メント、プランニング、行政手続等を行う。

イ 福祉用具

介護支援専門員と契約を結んでいない高齢者等に対し、必要に応じて適切な福祉用具の選定支援を行う。